第１　試験の名称
　裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）
第２　対象官職
　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表３の項第３欄第４号に規定する職制上の段階に属する家庭裁判所調査官補
第３　給与
　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。
第４　受験資格
１　次に掲げる者
⑴　昭和62年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者
⑵　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び平成30年３月までに大学を卒業する見込みの者
イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
２　欠格事由
　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者
第５　試験種目及び出題分野等
１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する３科目の筆記試験を行う。ただし、㋐から㋖までの中から少なくとも１科目は選択することとする。
㋐　心理学概論
㋑　臨床心理学
㋒　社会心理学
㋓　社会学概論
㋔　現代社会論
㋕　社会調査法
㋖　社会福祉学概論
㋗　社会福祉援助技術
㋘　地域福祉論
㋙　教育学概論
㋚　教育心理学
㋛　教育社会学
㋜　憲法
㋝　民法
㋞　刑法
⑶　試験期日　平成29年５月14日（日）
⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、前橋市、静岡市、甲府市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、青森市、札幌市、函館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市
㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。
⑸　第１次試験合格者発表　平成29年６月１日（木）に、全国のこの試験の受験申込先となっている家庭裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法
ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する２科目の筆記試験を行う。ただし、㋖及び㋗を同時に選択できないこととする。
㋐　臨床心理学
㋑　発達心理学
㋒　社会心理学
㋓　家族社会学
㋔　社会病理学
㋕　社会福祉援助技術
㋖　児童福祉論
㋗　高齢者福祉論
㋘　教育方法学
㋙　教育心理学
㋚　教育社会学
㋛　民法
㋜　刑法
イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。
ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　専門試験及び政策論文試験　平成29年６月10日（土）
イ　人物試験　平成29年６月13日（火）から同月23日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地
ア　専門試験及び政策論文試験
　第１次試験の試験地に同じ。
　なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。
イ　人物試験　次の表の「第１次試験地」欄に掲げる試験地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験地」欄の区分ごとに、同表の「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、試験地は他の試験地と集約されることがある。
㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

第１次試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　前橋市　静岡市　甲府市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
名古屋市　津市　金沢市　富山市	名古屋市
広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市	広島市
福岡市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市	福岡市
仙台市　福島市　盛岡市　青森市	仙台市
札幌市　函館市　釧路市	札幌市
高松市　高知市　松山市	高松市

⑸　最終合格者発表　平成29年７月14日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている家庭裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
　採用候補者名簿は、最終合格者の氏名を高点順に記載して作成する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。
第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成29年４月３日（月）午後３時00分から同月11日（火）まで
　なお、申込みは、平成29年４月11日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（総合職）」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。